

沖縄労働局発表
平成24年8月28日

担 当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 伊藤 秀一 賃金室長 大城 勝夫 電話：098-868-3421
--------	---

8円引上げ653円に 全国最下位を脱する見込み
平成24年度沖縄県最低賃金の改正答申について

本日（8月28日）、平成24年度「沖縄県（地域別）最低賃金」について、沖縄地方最低賃金審議会（竹下勇夫会長。弁護士）から沖縄労働局長（川口秀人）に答申がなされました。

答申の内容は、「**現行時間額645円を8円引き上げ、時間額653円とするとの結論に達した**」です（別紙「答申文」のとおり）。

今月、各都道府県の最低賃金の改正答申が行われていますが、これまで答申が行われたもののうち最も低い額は652円（島根県）であり、仮に答申どおりに決定した場合、沖縄県最低賃金は、最低賃金が時間額表示に統一された平成14年度以降、初めて全国最下位を脱することとなります。

沖縄県最低賃金の改正決定については、平成24年7月3日、沖縄労働局長から沖縄地方最低賃金審議会へ諮問がなされたものです。

この「諮問」を受け、沖縄地方最低賃金審議会は、最低賃金専門部会を設置し、この専門部会において、事業場視察、参考人意見聴取、各種経済指標、賃金調査資料等を検討し、また、中央最低賃金審議会が示した目安（「沖縄の場合は4円」の公益見解）を参考にしつつ、慎重な審議が重ねられた結果、このような「答申」に至ったものです。

沖縄労働局においては、この答申について異議申出等に関する諸手続を行った上で、新しい「沖縄県地方最低賃金額」を決定することとしており、

最も早ければ平成 24 年 10 月 25 日(木)から発効(効力発生)する予定です。

(参考) 沖縄県最低賃金及び引き上げ額

	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
最低賃金額	627 円	629 円	642 円	645 円	653 円
引き上げ額	9 円	2 円	13 円	3 円	8 円